

逗子文化プラザ市民交流センター条例施行規則をここに公布する。

平成26年 6 月26日

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市規則第23号

逗子文化プラザ市民交流センター条例施行規則

逗子文化プラザ市民交流センター条例施行規則（平成21年逗子市規則第16号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、逗子文化プラザ市民交流センター条例（平成26年逗子市条例第18号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定申請書類）

第2条 指定管理者の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、条例第8条第2項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、規約又はこれらに類するもの
- (2) 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- (3) 前項に規定する申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 逗子文化プラザ市民交流センター（以下「交流センター」という。）の管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他市長が必要があると認める書類

（告示事項）

第3条 条例第9条の規定により指定管理者の指定をした場合において告示する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定をした日
 - (2) 管理を行わせる施設の名称
 - (3) 指定を受けた者の名称及び事務所の所在地
 - (4) 指定の期間
- (協定の締結事項)

第4条 条例第10条に規定する協定で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定期間に関する事項
 - (2) 事業計画に関する事項
 - (3) 開館時間及び休館日に関する事項
 - (4) 使用の許可に関する事項
 - (5) 利用料金に関する事項
 - (6) 事業報告及び業務報告に関する事項
 - (7) 管理費用に関する事項
 - (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
 - (9) 管理業務を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項
 - (10) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
 - (11) その他市長が別に定める事項
- (事業報告書の作成等)

第5条 条例第11条の事業報告書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の状況
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) その他管理の実態を把握するために必要なものとして市長が指定する事項

2 市長は、交流センターの管理運営の適正を期するため、前項に規定する事業報告書のほか、当該管理運営業務の実態、経理状況等に関し、定期的若しくは臨時的に報告を求め、又は実地調査若しくは必要な指示を行うことができる。

(市民活動スペースの使用)

第6条 市民活動スペースの施設及び設備を使用することができる者は、市内に活動拠点を置いている又は活動を計画している団体又は市民とする。

2 前項の規定にかかわらず、市民活動スペースについては、次に掲げる活動を行うこ

とができない。

- (1) 営利を目的とする経済活動
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
（屋内温水プールの専用使用）

第7条 屋内温水プールの専用使用については、あらかじめ指定管理者に申請書その他必要な書類を提出し、指定管理者の承認を得た団体が使用できるものとする。

- 2 前項の規定により登録できる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。
 - (1) 広く市民が参加できる水泳教室等を開催することが可能で、スポーツ活動及び健康の増進のための活動実績があり、かつ、営利を目的としない団体
 - (2) 児童及び生徒の水泳指導のために使用する市内の学校
 - (3) その他指定管理者が特に必要があると認める団体
- 3 専用使用できる時間は、条例別表の屋内温水プール専用利用料金で規定する使用単位とし、同時に専用使用できるコースは、原則として2コースまでとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、逗子市立小学校及び中学校が部活動等を使用する場合又は設置目的など総合的な見地から特別の理由があると認めるときは、専用使用できる時間又はコース数を変更することができる。

（屋内温水プールの授業等の使用）

第8条 指定管理者は、逗子市立小学校及び中学校が授業等で屋内温水プールを使用するときは、屋内温水プールの専用使用及び共同使用（専用使用以外で個人が施設を使用することをいう。以下同じ。）をさせないものとするができる。

（使用の登録等）

第9条 条例第15条第1項の規定により生涯学習スペースの会議室及び展示コーナー（以下「会議室等」と総称する。）を使用しようとする者及び地域の催物等の行為のためにフェスティバルパークを使用しようとする者は、逗子市施設予約システムの登録に関する規則（平成23年逗子市規則第20号）第2条の規定により逗子市施設予約シス

テムに登録しなければならない。

(使用許可の申請)

第10条 条例第15条第1項の規定により会議室等、地域の催物等の行為をするためのフェスティバルパーク及び屋内温水プールの使用許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める期間内に指定管理者に使用許可申請書を提出しなければならない。ただし、指定管理者が実施する事業に使用する場合は、この限りでない。

- (1) 会議室等 使用する日の属する月の2月前の初日から当該使用する日まで
 - (2) フェスティバルパーク 使用する日の属する月の3月前の初日から当該使用する日まで
 - (3) 屋内温水プール
 - ア 逗子市立小学校及び中学校の授業等による使用 使用する日の属する月の4月前の末日まで
 - イ アを除く登録した団体（以下「登録団体」という。）の専用使用 使用する日の属する月の3月前の初日から当該使用する日の20日前まで
- 2 指定管理者は、前項に定める期間内において、前項第1号については使用する日の属する月の2月前の15日まで、同項第3号イについては使用する日の属する月の3月前の15日までに使用許可申請書の提出があり、同一日時在同一施設に対し2以上の使用許可の申請があるときは、日時を決めて抽選を行い、使用する者を決定するものとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 指定管理者は、第1項第2号に定める期間内において、使用する日の属する月の3月前の15日までに使用許可申請書の提出があり、同一日時に2以上の使用許可の申請があり、同時に行うことに支障があると認めるときは、日時を決めて抽選を行い、使用する者を決定するものとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、指定管理者は、条例第3条の目的から見て特に優れた催しが行われる場合又は公共団体若しくはその機関の共催若しくは後援により催しが行われる場合にあつては、第1項に規定する期間前においても当該催しを行おうとする者の申請を優先して受け付け、使用を許可することができる。
- 5 指定管理者は、屋内温水プールを共同使用しようとする者に対し、屋内温水プール

共同使用券を発行するものとする。

- 6 指定管理者は、共同使用券を指定管理者の定める共同利用料金と引換えに交付し、その交付をもって共同使用を許可したものとする。

(使用許可の通知)

第11条 指定管理者は、前条第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、その結果を使用（許可・不許可）決定通知書により、当該申請をした者に通知しなければならない。

- 2 前項の規定により決定通知書の交付を受けた者は、施設の使用に際し、決定通知書を提示しなければならない。

(連続使用期間等)

第12条 会議室等、地域の催物等の行為をするためのフェスティバルパーク及び屋内温水プールを同一人又は同一団体が連続して使用できる日数、使用単位等は、次の各号に掲げる施設の区分に従い、それぞれ当該各号に定める日数、使用単位等を限度とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、当該日数、使用単位等を超えて使用を許可することができる。

- (1) 会議室 5日
- (2) 展示コーナー 14日
- (3) フェスティバルパーク 3日
- (4) 屋内温水プール 第10条第1項第3号イの登録団体の専用使用にあつては、6回

- 2 前項に規定する期間は、休館日を除いて計算するものとする。

- 3 指定管理者は、前2項の規定にかかわらず、施設の使用の機会均等を確保するために必要があると認めるときは、使用できる日数、使用単位、使用室数等を制限することができる。

(設備使用許可の申請等)

第13条 交流センターの設備を使用しようとする者は、指定管理者に申請し、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 市民活動スペースのロッカー（以下「ロッカー」という。）の使用許可の期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(変更許可の申請)

第14条 第11条第1項及び第20条第2項の規定による許可の通知を受けた者は、当該許可申請に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者に申請し、指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用許可の取下げ)

第15条 第11条第1項、第13条第1項及び第20条第2項の規定による許可を受けた者は、当該許可申請を取り下げようとするときは、速やかに指定管理者に申請しなければならない。

(設備の利用料金)

第16条 条例第16条第2項に規定する規則で定める設備利用料金は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。なお、別表に定めのない設備等の利用料金は、市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

(利用料金の支払い)

第17条 第11条第1項の規定に基づき会議室等及び屋内温水プールの使用許可の通知を受けた者は使用しようとする日の10日前（その期限後に使用許可申請書を提出したときは、当該使用の許可を受けた日）までに、地域の催物等の行為をするためにフェスティバルパークの使用許可の通知を受けた者は使用を開始する前までに、当該利用料金を支払わなければならない。ただし、第10条第1項第3号アの逗子市立小学校及び中学校の授業等で使用するとき及び指定管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者は、前項に規定する期限までに利用料金の支払いがないときは、その使用許可を取り消すことができる。

3 前2項の規定にかかわらず、本市及び本市の機関が使用するときは、後納とする。本市及び本市の機関が共催した場合の本市及び本市の機関が負担すべき利用料金の支払いについても同様とする。

4 前項の規定により後納とされた利用料金は、指定管理者が指定する期限までに支払わなければならない。

(利用料金の減免)

第18条 条例第17条に規定する利用料金の減免は、次の各号に掲げるとおりとし、その割合は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 交流センターの指定管理者が指定管理業務として実施する講座等の事業(以下「自主事業」という。)を実施するため使用する場合 10割
 - (2) 市長の承認を受けた体育関係に係る公共的団体が広く市民を対象とした体育教室を開催する場合の屋内温水プールの専用使用利用料金 10割
 - (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害があるものとして記載されている者及びその介護者の屋内温水プールの共同使用利用料金 10割
 - (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第4項に規定する知的障害者の更生援護に関する相談所において知的障害の判定を受けた者及びその介護者の屋内温水プールの共同使用利用料金 10割
 - (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者の屋内温水プールの共同使用利用料金 10割
 - (6) 本市及び本市の機関と共催する場合並びに交流センターの指定管理者が自主事業の一環として共催する場合の各施設の利用料金 5割(本市及び本市の機関と共催する場合、本市及び本市の機関は、当該減額分を負担するものとする。)
 - (7) その他市長が特に必要があると認めた場合の利用料金 5割又は10割
- 2 前項の規定による利用料金の減免を受けようとする者は、必要な書類を添えて、指定管理者に減免申請書を提出しなければならない。ただし、前項第3号から第5号までに掲げる者については、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他その事実を証するもの(以下「身体障害者手帳等」という。)を提示して口頭により申請することができる。
- 3 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、減免決定通知書により通知しなければならない。ただし、第1項第3号から第5号までに掲げる者については、前項ただし書の規定に基づき提示された身体障害者手帳等を確認し、口頭により申請者に通知することができる。

(利用料金の還付)

第19条 条例第18条ただし書の規定による利用料金の還付は、次の各号に掲げるとおりとし、その割合は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 災害その他第11条第1項の規定による許可通知を受けた者の責めによらない理由により交流センター施設を使用することができなくなった場合 10割
- (2) 屋内温水プールの専用使用であって、第15条に規定する使用許可の取下げの申請を当該使用しようとする日の20日前までに提出した場合 10割
- (3) ロッカーの使用を中止した場合 使用できなくなった月数の割合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めた場合 5割又は10割

2 前項の利用料金の還付を受けようとする者は、その旨を記載した書面に決定通知書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

(特別行為等の許可)

第20条 条例第19条の許可を受けようとする者は、指定管理者に申請し、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、決定通知書により当該申請をした者に通知しなければならない。

(使用許可の取消し)

第21条 指定管理者は、条例第20条及び第21条の規定により使用許可の取消し又は使用の制限若しくは停止をしようとするときは、使用許可取消・制限・停止通知書により使用者に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(遵守事項)

第22条 条例第24条に規定する遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 使用目的以外の目的に交流センターを使用しないこと。
- (2) 設備等を許可なく交流センター外に持ち出さないこと。
- (3) 許可なく壁、柱、窓、扉等にポスター、看板、旗、懸垂幕その他これらに類するものを掲げ、若しくは貼り付け、塗り付け、文字等を書き、又はくぎ類を打たないこと。
- (4) 許可なく危険若しくは不潔な物品又は動物を持ち込まないこと。ただし、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条に規定する補助犬は、その限りでない。
- (5) 許可なく火気を使用しないこと。
- (6) 収容定員を超えて入場させないこと。
- (7) 所定の場所以外の場所で飲食し、又は喫煙しないこと。

- (8) 許可なく物品の販売、寄付の募集等を行わないこと。
 - (9) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - (10) 市民活動スペースの使用に当たっては、他の使用者を妨げ又は妨害しないこと。
 - (11) フェスティバルパークにおいて、球技等のスポーツ競技その他の著しく芝生を傷める行為を行わないこと。
 - (12) 許可なく楽器の演奏等を行わないこと。
 - (13) フェスティバルパークにおいて、周辺に影響を及ぼす大きな音量が発生する行為を行わないこと。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
 - (14) フェスティバルパークの使用に伴い、当該施設に入場する者の使用を制限しないこと。ただし、指定管理者が特に必要があると認め、許可を得たときに限り、使用を制限することができる。
 - (15) ごみその他汚物を捨てないこと。
 - (16) その他指定管理者の指示に従うこと。
- 2 交流センターを使用しようとする者は、交流センターの使用法その他の事項について指定管理者が必要と認めるときは、事前に館長と打ち合わせなければならない。
- (読替え)

第23条 条例第13条の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部(利用料金の収受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等で、市長が臨時に交流センターの管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、別表に定める額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収する。

- 2 前項の場合にあつては、第7条から前条まで(第16条を除く。)中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条第6項及び第17条から第19条まで中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、交流センターの管理等について必要な事項は、指定管理者が市長の承認を得て別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定のための手続その他必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、改正前の逗子文化プラザ市民交流センター条例施行規則の規定によりなされた申込み、申請、許可その他の行為は、この規則の規定によりなされた申込み、申請、許可その他の行為とみなす。

別表（第16条関係）

1 会議室における設備利用料金

区分	設備名	単位	利用料金	備考
音響設備	第2会議室放送設備	1式/回	1,000円	
	ポータブル放送設備	1式/回	500円	
その他の設備	ビデオプロジェクター	1式/回	2,000円	パソコン含む
	茶道具	1式/回	1,000円	
	華道具	1式/回	300円	
	演台	1式/回	800円	花台含む

備考 1回とは、一の使用単位内における使用をいう。ただし、昼間（午前9時から午後6時まで）の使用については3回、全日（午前9時から午後9時まで）の使用については4回として計算する。

2 フェスティバルパークにおける設備利用料金

設備名	単位	利用料金	備考
ポータブル放送設備	1式/日	1,500円	
持込器具使用電力料	持込器具の表示電力 1kW/日	400円	

備考

- 表示消費電力が1kWに満たない場合又は持込器具の表示消費電力に1kW未満の端数の表示消費電力がある場合は、その満たない表示消費電力又はその端数の表示消費電力を1kWとする。
- 持込器具を複数持ち込む場合は、各器具の表示消費電力を合計して持込器具使用電力料を計算する。

3 ロッカー利用料金

設備名	単位	利用料金	備考
ロッカー（大）	1台/月	350円	
ロッカー（小）	1台/月	200円	

備考 使用期間が1月に満たない場合又はその期間に1月未満の端数がある場合は、1月として計算する。

別記様式（第2条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日	
逗子市長	
所在地 名 称 代表者の氏名 ⑩ 電話番号	
逗子文化プラザ市民交流センター条例の規定により逗子文化プラザ市民交流センターの指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。	
添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none">1 事業計画書2 定款、規約又はこれらに類するもの3 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）4 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書5 逗子文化プラザ市民交流センターの管理に関する業務の収支予算書6 その他
備 考	